

雪国太陽光設置モデル創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、積雪の多い地域（以下「雪国」という。）における太陽光発電設備の設置モデルを創出することにより、雪国における太陽光発電設備の設置を促進するため、県内事業者が行う太陽光発電設備の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で雪国太陽光設置モデル創出事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽電池モジュール 太陽の光エネルギーを電気に変換する装置をいう。
- (2) 太陽電池アレイ 太陽電池モジュールを複数枚結線し、架台等に固定したものをいう。
- (3) 太陽光発電設備 太陽電池アレイ及び太陽電池モジュールにより発電した電力を供給する装置並びにこれらに附属する装置の総体をいう。
- (4) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第2条第1項に規定する住宅をいう。
- (5) 新築住宅 品確法第2条第2項に規定する新築住宅をいう。
- (6) 既存住宅 住宅のうち、新築住宅に該当しないものをいう。
- (7) 住宅取得者 住宅を取得し、かつ自ら居住する又は親族に居住させる者

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 長野県内に主たる事業所を置く（登記上の本店が県内にある）事業者であること。
- (2) 県税の滞納がないこと。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべ

き関係を有している。

(補助事業)

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が行う次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 新築住宅の住宅取得者と別表第1に掲げる要件を満たす太陽光発電設備（以下「補助対象設備」という。）の設置にかかる工事請負契約を締結し、当該住宅取得者の住宅に補助対象設備を設置する事業（以下「第1号事業」という。）
- (2) 補助対象設備付きの新築住宅を建設する工事請負契約を住宅取得者と締結し、当該新築住宅を建設する事業（以下「第2号事業」という。）
- (3) 補助対象設備付きの新築住宅の売買契約を住宅取得者と締結するため、当該新築住宅を建設する事業（以下「第3号事業」という。）
- (4) 補助対象設備付きの新築住宅の売買契約を住宅取得者と締結するため、当該新築住宅の建設等を行う者と工事請負契約を締結し、当該新築住宅を建設する事業（以下「第4号事業」という。）
- (5) 既存住宅に居住する者と補助対象設備の設置にかかる工事請負契約を締結し、当該既存住宅に補助対象設備を設置する事業（以下「第5号事業」という。）

2 前項に定める補助事業は、第8の規定による交付決定のあった日（以下「交付決定日」という。）の属する年度の3月24日までに完了するものとする。

(補助対象設備の設置場所)

第5 補助対象設備の設置場所は、長野県内の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第3項の規定による垂直積雪量が2メートル以上の地域の住宅及びその敷地とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の設置に係る機器費、材料費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）で、知事が適当と認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する経費について、この要綱に基づく補助金以外の補助金等の交付を受ける場合は、その交付を受ける金額に相当する額の経費は、補助対象経費としない。なお、この要綱に基づく補助金以外の県の補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費としない。

3 補助金の額は、補助対象経費の額と別表第2に定める補助上限額のいずれか少ない額を補助金額とする。ただし、算定された額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に別表第3に掲げる書類を添付し、別に定める期間に知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第8 知事は、第7の交付申請書を受理したときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(事業着手)

第9 申請者は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、第7の申請後、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、この限りではない。

2 申請者は、前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手しようとするときは、あらかじめ交付決定前事業着手届出書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

3 前2項の着手とは、次の各号に掲げる事業ごとに、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第1号事業 補助対象設備の設置にかかる契約の締結
- (2) 第2号事業 補助対象設備付きの新築住宅の建設の着工
- (3) 第3号事業 補助対象設備付きの新築住宅の建設の着工
- (4) 第4号事業 補助対象設備付きの新築住宅の建設の着工
- (5) 第5号事業 補助対象設備の設置にかかる契約の締結

(交付の条件)

第10 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 第1号事業又は第2号事業の場合、第15に基づく額の確定後1年以内に住宅取得者又はその親族（以下「住宅取得者等」という。）が居住を開始すること。ただし、第1号事業の場合、第15に基づく額の確定前に居住を開始することを妨げない。
- (2) 第1号事業、第2号事業又は第5号事業の場合、補助対象者等（補助対象者、申請者又は第8による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）をいう。以下同じ。）が住宅取得者と締結する工事請負契約において、工事見積書又は工事代金内訳書に補助対象経費の内訳及び雪国太陽光設置モデル創出事業補助金の交付を受ける旨を明記した上で、交付を受ける補助金の相当額を充当すること。
- (3) 第3号事業又は第4号事業の場合、補助事業者は、第15に基づく額の確定後1年以内に、住宅取得者と売買契約を締結し、かつ住宅取得者等が居住を開始すること。ただし、補助対象者等が第15に基づく額の確定前に住宅取得者と売買契約を締結する場合は、額の確定後1年以内に住宅取得者等が居住を開始すること。
- (4) 第3号事業又は第4号事業の場合、補助対象者等が住宅取得者と締結する売買契約において、補助対象経費の内訳を明示するとともに、契約書の特記事項等に雪国太陽光設置モデル創出事業補助金の交付を受ける又は受けている旨を明記した上で、交付を受ける補助金の相当額を充当すること。
- (5) 第1号事業から第4号事業までの場合、第15に基づく額の確定の日又は住宅取得者等の居住開始の日のいずれか遅い方から1年間の補助対象設備による発電電力量及び当該発電電力の自家消費量（以下「発電電力量等」という。）のデータを知事に提出すること。
- (6) 第5号事業の場合、第15に基づく額の確定後1年間の発電電力量等のデータを知事に提出すること。

(7) 補助事業者は、第15に基づく額の確定後2箇月以内に、補助対象設備にかかる見学会を開催するよう努めること。

(内容の変更等)

第11 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業の中止若しくは廃止しようとするときは、遅滞なくその旨を知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 事業変更承認（及び補助金変更交付）申請書（様式第3号）

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき 事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）

(事業期間の延長)

第12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は、やむを得ない理由により、交付決定日の属する年度の3月24日までに補助事業が完了しないときは、別に定める日までに、事業期間延長承認申請書（様式第5号）に事業の着手日が確認できる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、第13第1項の繰越承認申請書を提出した場合は、交付決定日の属する年度における事業期間延長承認申請書の提出を省略することができる。

2 知事は、前項の事業期間延長承認申請書を受理したときは、内容を審査の上、事業期間の延長を承認するものとし、その可否を補助事業者に通知する。

(繰越承認申請)

第13 補助事業者は、やむを得ない理由により、補助事業が交付決定日の属する年度内に完了しないときは、当該年度の12月27日までに繰越承認申請書（様式第6号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該年度の12月28日以降に補助事業が交付決定日の属する年度内に完了しないことが明らかになった場合には、速やかに繰越承認申請書（様式第6号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、補助金の翌年度への繰越しの可否を決定し、その結果を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第14 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は第11第1項の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定日の属する年度（第13第1項の承認を受けた場合は、交付決定日の属する年度の翌年度）の3月24日のいずれか早い日（第12第2項により事業期間の延長の承認を受けた場合は、当該事業期間の末日）までに、事業実績報告書（様式第7号）に別表第4に掲げる資料を添付し、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において県の会計年度が終了したときは、当該会計年度の翌年度の4月30日までに年度終了実績報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

- 第15 知事は、第14の報告書を受理したときは、提出された書類の審査のほか、必要がある場合は現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11第1項に規定する承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により確定した補助金の支払を受けようとするときは、補助金精算払請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(居住確認報告書)

- 第16 補助事業者は、第10第1項又は第3項の規定により、住宅取得者等が居住を開始したときは、居住開始日から30日以内に居住確認報告書（様式第10号）に別表第5に掲げる資料を添付し、知事に提出するものとする。

(見学会実施報告書)

- 第17 補助事業者は、第10第7項の規定により、補助対象設備にかかる見学会を開催したときは、見学会の開催日から30日以内に見学会実施報告書（様式第11号）を知事に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第18 知事は、次のいずれかに該当する場合は、第8の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、この要綱若しくは規則又はこの要綱に基づく知事の指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 補助事業者が、法令、条例等に違反した場合
- 2 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の規定により返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(財産処分の制限)

- 第19 補助事業者は、補助金の交付を受けて設置した太陽光発電設備を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供するときは、財産処分承認申請書（様式第12号）により知事の承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の承認に、補助金相当額を上限とする財産処分に係る納付金の納付に関する条件を附することがある。

(書類の提出方法)

第20 本要綱に規定する書類の提出は、紙の書類を持参若しくは郵送する方法により行うものとする。

(その他)

第21 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月16日から施行する。

この要綱は、令和7年9月10日から施行する。

別表第1 (第4関係)

補助対象設備	要件
太陽光発電設備	(1) 未使用品であるものであること (2) グループパワーチョイス（県と協定を締結した支援事業者が、太陽光発電設備の購入希望者を募集し、共同購入を行う事業）を活用するものでないこと (3) 法令、条例等に適合しているものであること (4) 発電出力（kWを単位とし、太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか低い方の値をいう。以下同じ。）が10kW未満のものであること (5) 発電した電気の一部又は全部を補助対象設備を設置する住宅において使用するものであること (6) 発電電力量等の計測器が設置されており、1日単位の計測データをダウンロードすることが可能であること (7) 太陽電池アレイのアレイ面の傾斜角度が60度以上となるように設置するものであること (8) 太陽電池アレイのアレイ面の下端の高さが、垂直積雪量よりも高い位置になるように設置するものであること（ただし、設置する太陽電池アレイの下部及びその周辺が、降雪期には除雪が行われている場所である場合には、垂直積雪量に関らず、除雪の実況に応じて太陽電池アレイのアレイ面の下端の高さを地表上2メートル以上（太陽光発電設備が一般用電気工作物である場合は1メートル以上）とすることができる） (9) 長野県北信地域振興局発行の「雪国・住宅太陽光発電ガイドブック」（2025年版）に記載されている事項を考慮した上で設置するものであること

別表第2（第6関係）

補助上限額	補助対象設備の発電出力に10万円／kWを乗じて得た額と50万円のいずれか低い方の額
-------	---

別表第3（第7関係）

交付申請書の添付資料	第1号事業	第2号事業	第3号事業	第4号事業	第5号事業
ア 事業計画書（様式第1号の別紙1）	○	○	○	○	○
イ 確認書（様式第1号の別紙2）	○	○	○	○	○
ウ 補助対象設備の設置方法がわかる書類（設計図書等）（※1）	○	○	○	○	○
エ 補助対象設備を設置する住宅の位置及び垂直積雪量がわかる資料	○	○	○	○	○
オ 補助対象経費とその内訳がわかる資料（見積書等）	○	○	※2	○	○
カ 交付申請時点の補助対象設備設置地点の状況が確認できる写真	○	○	○	○	○
キ 補助対象者の県税の納税証明書（証明日が申請日以前3か月以内のもの）の写し（※3）	○	○	○	○	○
ク 補助対象者が県内に主たる事務所を置く者であることがわかる書類（建設業許可証、宅地建物取引業者免許証又は法人の登記事項証明書等）の写し	○	○	○	○	○
ケ その他知事が必要と認める書類	必要に応じて添付（※4）				

※1 別表第1の要件(4)～(8)を満たすことがわかるようにすること。

※2 補助対象経費及びその内訳がわかる資料を作成して添付すること。

※3 設立して間もない事業者であり、まだ県税の納付実績がない場合は、その事実を証する書類を提出すること。

※4 第1号事業の場合は、新築住宅にかかる工事請負契約書又は売買契約書の写しを添付すること。

第7の交付申請書を提出する時点において、第2号事業の場合で住宅取得者と補助対象設備付きの新築住宅の工事請負契約を締結している場合はその契約書の写しを、第3号事業又は第4号事業の場合で住宅取得者と補助対象設備付きの新築住宅の売買契約を締結している場合はその契約書の写しを添付すること。

第5号事業の場合は、既存住宅に居住する者の住民票の写しを添付すること。

別表第 4（第14関係）

実績報告書の添付資料	第 1 号 事 業	第 2 号 事 業	第 3 号 事 業	第 4 号 事 業	第 5 号 事 業
ア 事業実績書（様式第 7 号の別紙）	○	○	○	○	○
イ 住宅取得者又は住宅に居住する者との工事請負契約書の写し	○	※ 1	-	-	○
ウ 住宅取得者との売買契約書の写し又は案	-	-	※ 2	※ 2	-
エ 事業の着手日がわかる資料（着工の日付がわかる写真等）	-	○	○	○	-
オ 補助対象設備が未使用品であることがわかる資料（保証書、出荷証明書の写し等）	○	○	○	○	○
カ 補助事業の完了（補助対象設備の設置状況、新築住宅の建設状況）がわかる写真等の資料（※ 3）	○	○	○	○	○
キ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第 7 条第 5 項の規定による検査済証又は不動産登記事項証明書の写し	-	○	○	○	-
ク その他知事が必要と認める書類	必要に応じて添付				
※ 1 提出済みの場合は省略可。					
※ 2 売買契約書の写しを提出済みの場合は省略可。					
※ 3 別表第 1 の要件 (4)～(8)を満たしていることがわかるようにすること。					

別表第 5（第16関係）

居住確認報告書の添付資料	第 1 号 事 業	第 2 号 事 業	第 3 号 事 業	第 4 号 事 業
ア 住民票の写し（マイナンバーの記載がない発行後 3 か月以内のものとし、住宅取得者等が補助事業の住宅に居住していることが確認できるもの） ※住宅に居住を開始するのが住宅取得者ではなく住宅取得者の親族である場合は、当該親族と住宅取得者の続柄がわかる書類（戸籍謄本等）も添付すること。	○	○	○	○
イ 住宅取得者との住宅の売買契約書の写し（第15に基づく額の確定前に売買契約を締結している場合を除く）	-	-	○	○